

河川法による許可を受けた工事等の着手・完了届について

河川法による許可を受けた土地の占用、工事、行為等の実施に伴って、着手届及び完了届等を提出してください。

また、今後、許可を受けた内容に変更が生じる場合は許可内容の変更申請を行っていただく必要がありますので、ご注意ください。

1. 着手届

(1) 提出期日

工事に着手しようとする日の前日までに提出してください。

(2) 必要書類

次の書類を各1部提出してください。

着手届

許可書の写し

位置図

許可標識の写真（標識様式は許可書に記載のとおり）

2. 完了届

(1) 提出期日

占用、工事、行為等完了後、速やかに提出してください。

(2) 必要書類

次の書類を各1部提出してください。

完了届

許可書の写し

位置図

工事写真（ ）

次の写真を添付してください。

- ・着手前・施工状況がわかるもの
- ・完了後がわかるもの（概ね**3方向**から撮影したもの）
- ・埋設工事の場合は、埋設深がわかるもの